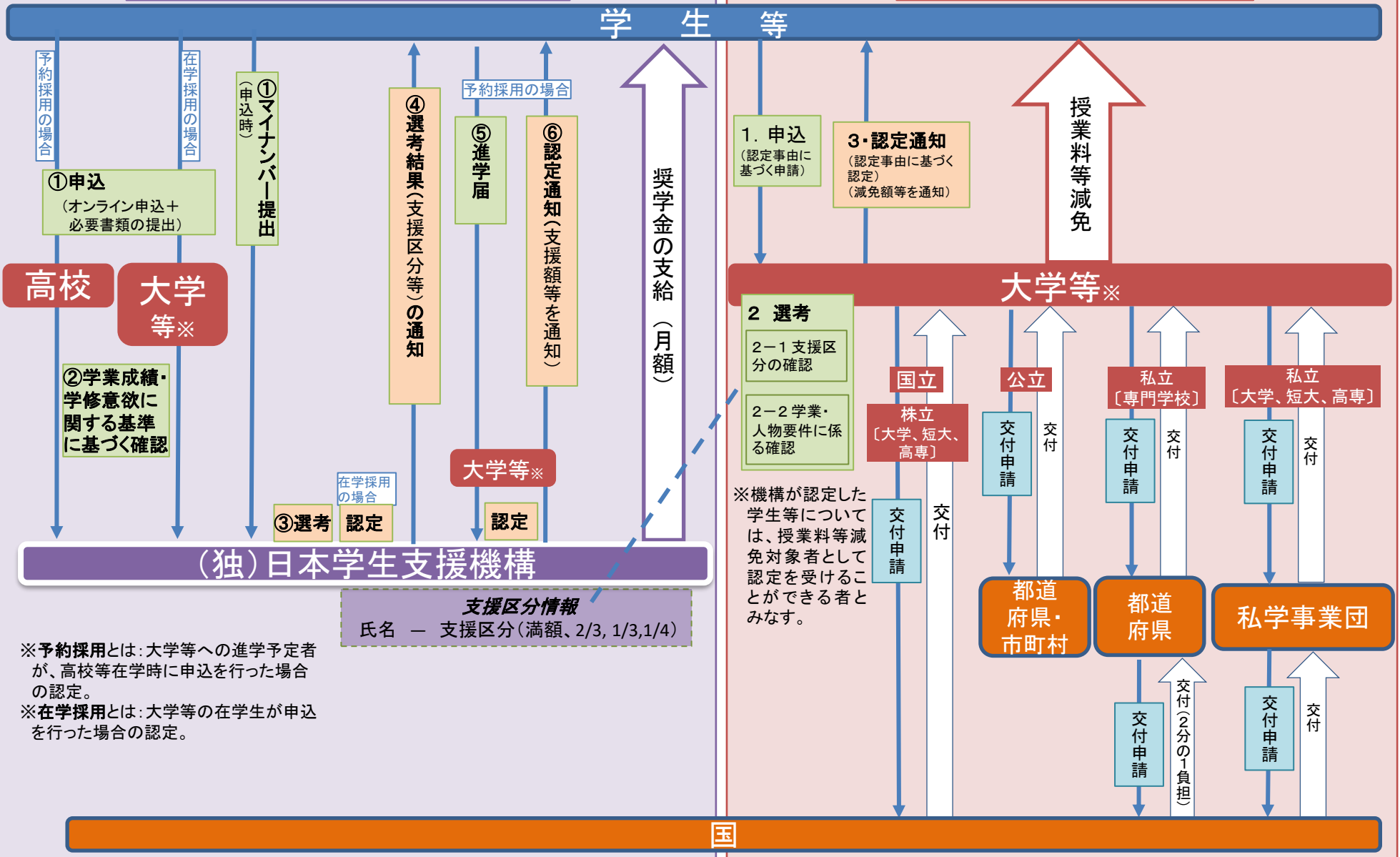


支援措置の対象となる学生等の認定手続について

資料10

給付型奨学金(学資支給金)

授業料・入学金の減免



※予約採用とは: 大学等への進学予定者が、高校等在学時に申込を行った場合の認定。

※在学採用とは: 大学等の在学生在が申込を行った場合の認定。

※「大学等」とは、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項の確認要件(機関要件)を満たすことについて確認を受けた大学等である。